

特定教育・保育施設に係る行政処分について

宗教学法人天理教姫京分教会（以下「設置者」という。）が運営する認可保育所の唐橋保育園において、不適正な運営が行われているとの通報があり、令和2年2月12日から子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、特別監査（以下「監査」という。）を実施してまいりました。

その結果、「保育士の配置に係る虚偽報告」、「職員配置基準違反」、「不正請求」及び「不正又は著しく不当な行為」の事実を確認しましたので、法第40条第1項の規定に基づき、設置者に対し、令和2年11月30日付けで「確認の効力の一部停止（新規利用者の受入れ停止）12箇月」の行政処分を実施するとともに、不正に受領した委託費等について返還するよう求めましたので、御報告いたします。

1 対象

(1) 設置者の概要

- ア 名称：宗教学法人天理教姫京分教会
- イ 代表者名：代表役員 松尾 一宏
- ウ 所在地：南区唐橋琵琶町34-5

(2) 施設の概要

- ア 名称：唐橋保育園
- イ 所在地：南区唐橋琵琶町34-5
- ウ 定員：60人
- エ 在籍児童数：25名（令和2年11月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	2	6	4	6	7

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和2年2月12日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

- ア 書類調査
- イ 関係者へのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 虚偽報告（法第40条第1項第5号）

- ア 保育士の在籍を証する書類として本市に提出された保育士証に係る保育士

Aについて、勤務実態がなかったにも関わらず、令和元年9月1日から令和2年2月13日まで派遣契約により勤務していたものとして本市に報告し、虚偽の出勤簿（勤務表）を監査時に本市に提出した。

イ 実際には保育士派遣業務を行っていない派遣会社から保育士Aが派遣されたものとして本市に報告し、虚偽の人材派遣基本契約書、労働者派遣確認書、派遣労働者通知書及び領収書を本市に提出した。

(2) 職員配置基準違反（法第40条第1項第3号）

ア 令和元年9月から令和2年2月まで勤務していたものとして報告されていた保育士Aが、実際には勤務していなかった。

イ 平成31年4月から令和元年7月まで勤務していたものとして報告されていた保育士Bが、令和元年5月から令和元年7月まで実際には勤務していなかった。

ウ 令和元年度を通じて、調理員が配置されていなかったことから、保育士資格を有する職員Cが調理業務に携わっており、常勤保育士1名として算定できない状況であった。

エ 上記アからウの事由により、令和元年5月から令和2年2月まで「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める保育士の必要数（4人）を満たしていなかった。

(3) 不正請求（法第40条第1項第4号）

ア 上記(2)に記載する事由により、令和元年5月から令和2年2月まで保育士の必要数を満たしていなかったにもかかわらず、保育所委託費における3歳児配置改善加算（当該加算に係る処遇改善等加算Iを含む）を請求し、受領した。

イ 上記(2)に記載する事由により、保育所委託費におけるチーム保育推進加算（当該加算に係る処遇改善等加算Iを含む）の算定に必要となる保育士数を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算を請求し、受領した（対象期間：令和元年5月～令和元年7月、令和元年9月～令和2年2月）。

(4) 不正又は著しく不当な行為（法第40条第1項第9号）

ア 上記(2)に記載する事由により、令和元年5月から令和2年2月まで、京都市民間保育所運営費市加配部分支給要綱で定める市加配部分（本市単費助成金（処遇改善等加算を含む。））の算定に必要となる保育士数を満たしていなかったにもかかわらず、当該助成金を請求し、受領した。

イ 上記(2)に記載する事由により、年度当初時点で1歳6箇月に満たない1歳児に対し本市の保育士配置基準を上回る保育士を加配していなかったにもかかわらず、1歳児加配対策費（本市単費助成金）を請求し、受領した（対象期間：令和元年5月～令和2年2月）。

ウ 保育士Bに係る通勤手当助成費（本市単費助成金）について、勤務実態のない期間について請求し、受領した（対象期間：令和元年5月～令和2年3月）。

4 行政処分の実施

今回の事案については、職員配置基準を満たしていなかったのみならず、監査時に派遣契約に係る虚偽の書類等を提出したものであり、悪質であると判断し、11月30日付けで以下の行政処分を行った。

また、確認できた委託費及び助成金に係る不正請求額の返還を求めるとともに、京都市補助金等の交付等に関する条例第24条第1項の規定に基づき、助成金に係る加算金の支払いを求めた。

(1) 処分内容

- ア 処分内容：確認の効力の一部停止（新規利用者の受入れ停止）12箇月
- イ 処分年月日：令和2年11月30日
- ウ 効力停止期間：令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
- エ 処分による効果：当該保育所において、確認の効力の一部停止期間中、新規利用者の受入れが行えない。なお、処分日までに受け入れている利用児童については、引き続き、通園が可能であり、今回の処分による影響はない。

(2) 不正請求額等の返還請求

返還請求額：約455万円（委託費：約220万円，助成金：約210万円，助成金に係る加算金：約25万円）

5 今後の取組

(1) 在籍児童への対応

- ア 唐橋保育園における対応
在籍児童の保護者を対象に、行政処分に至った経過や今後の児童の受入等について、設置者による保護者説明会を実施（令和2年12月1日）
- イ 本市における対応
在籍児童は引き続き唐橋保育園に通園できるものの、不安の軽減のため、南区役所子どもはぐくみ室等の関係機関において保護者等からの相談に丁寧に対応していく。

(2) 当該施設への対応

- ア 適正な運営確保への指導
本事案が発生した原因の一つとして、唐橋保育園において職員が定着していない状況があるため、安定的に職員配置基準を満たすことができるよう、職場風土の改善に向け、引き続き指導を行っていく。
- イ 監査の継続実施
本行政処分の根拠となる事実として確認した事項の改善状況を確認するとともに、施設運営全般について継続して監査を行い、不適正な取扱いが確認された際には、法の規定に基づき、強力な指導等を行う。

(3) 市内の保育園等への取組

ア 保育所等に対する周知

市内の保育園・認定こども園，地域型保育事業所に対して，本事案の概要を周知した。

イ 未然防止・再発防止のための取組

毎年開催している保育園・認定こども園を対象とした運営説明会等の機会を活用し，職員配置基準や加算の運用，自主点検の実施等について，再度周知徹底を図っていく。

(参考) 特定教育・保育施設について

施設型給付費（保育所については委託費）の支給対象として市町村長が確認した保育所，認定こども園，幼稚園